

無線LAN環境整備事業
公募型プロポーザル実施要領

平成28年5月

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ

1. 実施目的

2015年1年間に我が国を訪れた外国人観光客数は、過去最高の1,974万人となり、2020年までに外国人観光客数を2,000万人にするという目標がほぼ達成されたことから、政府においては次なる高みを目指し、2020年に年間4,000万人という目標を新たに掲げたところであります。

本市においても外国人観光客は増加傾向にあり、今後の外国人観光客誘致や再訪を促進していくにあたっては、受入体制の充実・強化を図っていくことが重要であるとの認識のもと、市内観光スポットへ無線LAN(Wi-fi)環境を整備し、外国人観光客の着地後における情報通信手段の利便性向上や観光情報の効果的な発信を行うとともに、防災や福祉分野等、観光以外での利活用の可能性も視野に入れた無線LAN環境を構築するため、公募型プロポーザルにより事業者選定を実施します。

2. プロポーザルの方式及び参加資格要件等

(1) プロポーザルの方式

公募型

(2) 参加資格要件

次のいずれかの要件に該当する者は本プロポーザルへの参加は認めません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者及び第2項に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者

イ 事業所(支店、営業所等含む)が所在する市区町村へ納税義務のある税を滞納している者及び消費税及び地方消費税を滞納している者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)等、経営状況が著しく不健全である者

エ 参加者若しくは参加者の役員等(役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき

オ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき

カ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

キ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

ク 参加者及び参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

ケ 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 参加資格の確認

参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し書面により通知します。なお、参加資格を有しない旨の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面により説明を求めることができます。説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

3. 参加表明書並びに提案書等の提出期限及び提出場所、提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）のほか、別に定める書類を添えて提出してください。

提案書（様式2）については別添様式の内容を参考にA4版（縦横問わない）で作成することとし、内容が網羅されていれば様式を変更して差し支えありません。その際、文字ポイントは12ポイント以上としてください。

なお、期限までに提出がない事業者からの提案は受け付けません。

(1) 提出書類

ア 「無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル参加表明書 兼 類似業務請負実績書」【様式1】

イ 「無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル提案書」【様式2】

ウ 「無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル費用見積書」【様式3】

エ 主たる事業所が所在する市区町村の発行する納税証明書

オ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（管轄する税務署等で発行）

※ エ、オにあつては申請受付の3ヶ月以内に発行されたものとします。

(2) 提出期限

ア 「上記(1)ア、エ、カ」及び関係書類 平成28年 5月24日(火)

イ 「上記(1)イ、ウ」及び関係書類 平成28年 6月 3日(金)

※ 受付時間は共に休日(祝日を含む)を除く、午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法及び提出部数

ア 「上記(1)ア、エ、カ」及び関係書類 紙媒体各1部

イ 「上記(1)イ、ウ」及び関係書類 紙媒体各7部、電子媒体1部

(4) 提出場所

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ/担当:阿部

TEL:0162-23-6468〈直通〉 FAX:0162-23-7999

E-mail: kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp

4. 提案書等の内容

参加表明事業者は、本事業の実施について、下記の(1)~(3)に基づき提案書、業務スケジュール表、費用見積書を作成してください。

なお、本実施要領に記載する「選定基準」に関する事項については特に明確にしてください。

また、提案書作成にあたっては、本プロポーザルの審査(ヒアリング)時間を1事業者につき30分以内としていることを考慮し大冊とならないよう留意してください。

(1) 提案書

提案書には、下記①~⑦の内容を盛り込むとともに、本実施要領「1. 実施目的」を達成する上で必要な内容を記載してください。なお、本実施要領及び仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的の達成に有益であると考えられる提案、経験上考慮しておくべき事柄等は、提案上限額を超えない範囲で盛り込むことは可能とします。

① 全般

- ・会社概要
- ・公衆無線LAN環境の整備を行うにあたり、基本的な考え方、提案の概要、実施体制(市内事業者への発注等)
- ・類似業務等の実績

- ② 利用環境
 - ・利用者登録方法及び画面変遷
 - ・認証接続における手続き、設定方法、接続時間の設定
 - ・認証手続きにおける多言語対応
 - ・接続時における情報配信機能及び災害時発生時の対応
- ③ サーバ及びネットワーク
 - ・利用するサーバ及びネットワークの内容（構築方法等）
 - ・A P（アクセスポイント）・サーバ間回線の種類及び速度
 - ・サーバ・インターネット間回線の種類及び速度
- ④ A P（アクセスポイント）
 - ・A Pの機能等（使用可能周波数、無線LAN規格、有効伝達距離、設置方法、サイズ、重量、消費電力、受電方式、動作環境）
- ⑤ セキュリティ
 - ・サーバ、ネットワーク、A P、ポータルセキュリティ対策
- ⑥ 運用管理
 - ・保守点検（定期、スポット）、障害発生時の対応方法と体制
 - ・問い合わせ対応
- ⑦ その他
 - ・本実施要領及び仕様書に記載以上の提案も評価対象とすることから、各項目等において追加する事項がある場合は記載してください。
 - ・難解な表現はできるだけ避けるとともに、図解等を活用したわかりやすい説明としてください。また専門用語など、わかりにくい用語には脚注等により説明書きを付してください。

（2）業務スケジュール

業務期間内において全ての作業が完了するよう、各作業及び工程を一覧できる業務スケジュールを作成してください。なお、実際の業務履行スケジュールについては、提出された業務スケジュール表に基づいて本市と協議・調整の上決定します。

（3）費用見積書

費用見積額は、提案上限額（税込）以内としてください。ただし、機器等の運用保守費用は含めないこととします。

費用見積書の作成にあたっては、「無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル費用見積書」（様式3）の内容を参考に、別途作成しても構いません。

また、本事業における無線LAN環境整備エリア（5箇所）については、全

てのエリアを必須とするものではなく、提案上限額の範囲内において、最大限整備できる箇所分についての提案も可とします。なお、その際には、残りの箇所分の整備費用についても、別途、費用見積書を作成し提出してください。

費用見積書の提出については、以下のとおりとしてください。

- ・全体経費を総括した費用見積書 (※機器等の運用保守費用は含めない)
- ・サーバ及びネットワーク、A P等の機器費用 (全体及びエリア毎)
- ・機器等の設置施工、電源及び通信回線等の確保費用 (全体及びエリア毎)
- ・ネットワーク等調整費用 (全体及びエリア毎)
- ・調査設計費用
- ・機器等の運用保守費用 (※全体経費には含めない)

費用見積書に記載した各業務等の必要な工程毎に、単価、数量、金額、その他必要事項を可能な限り詳細に記載してください。

5. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの実施及び契約等に関する質問の受付を下記の日程で行います。

(1) 受付期間

平成28年 5月11日(水) から平成28年 5月19日(木) まで

※ 受付時間は共に休日(祝日を含む)を除く、午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ/担当:阿部

TEL: 0162-23-6468 (直通) FAX: 0162-23-7999

E-mail: kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp

(3) 提出方法

質問書(様式4)に質問事項を記載し、持参及び郵送、または電子メールにて提出してください。

郵送の場合は受付期間内必着とし、期間を過ぎて到着したものについては受け付けないものとします。また、電子メールでの提出にあつては、送信題名に「プロポーザルに関する質問書 (株)〇〇〇〇 質問書提出年月日」を明記し送信することとし、電子メールにて質問書を送った旨を電話にて連絡してください。

(4) 質問の回答

提出された質問書については、参加表明のあった事業者から寄せられたものを一括して取りまとめたうえで、「質問回答書」として平成28年5月23日(月)までに、全参加表明事業者に通知します。

6. 審査及び評価、優先交渉事業者の選定等

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、稚内市建設産業部観光交流課が招集する稚内観光活性化事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において実施します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会は、提案書及び関係書類を事前に審査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行って頂く事業者に「プレゼンテーション実施要請書」により実施日時、実施場所等を通知します。当該通知を受けた事業者は、速やかにプレゼンテーション出席報告書（様式5）により出席者人数及びプレゼンテーションに使用する機材等について報告するものとします。

(3) プレゼンテーションについて

プレゼンテーションへの出席人数は3名を上限とします。また、プレゼンテーションの時間は30分以内とし、終了後に5分程度のヒアリングを実施します。

(4) 優先交渉事業者の選定

審査会において、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者として選定します。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定します。

結果については、選定後、速やかに各事業者に文書をもって通知します。

(5) 契約の締結

審査結果に基づき選定された優先交渉事業者と提案内容等について調整・協議の後、契約を締結します。ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合があります。

なお、契約手続等に関しては関係法令及び「稚内市契約規則（昭和39年3月31日規則第6号）」によるものとし、その他契約に関し必要な事項等は、契約担当所管である「まちづくり政策部財務課契約グループ」の指示に従うものとします。

(6) 選定基準

審査の主な評価項目は次のとおりとする。

評 価 項 目		
① 総 論	実施目的の理解	事業実施にあたっての基本的な考え方が実施目的と整合し、かつ明確でわかりやすいか。

① 総論 (つづき)	スケジュール	実施可能なスケジュールとなっているか。
	意欲・熱意	事業遂行に必要な意欲・熱意が感じられるか。
	実施体制	施工・調達等について、市内事業者への発注等に配慮されているか。
② 提案内容	ネットワーク	ネットワークの構築手法について、効率的な運用が期待できるものとなっているか。
	セキュリティ	サーバ、ネットワーク、A P、ポータルセキュリティ対策が十分に講じられているか。
	認証・接続時間等	認証の手順や接続時間が利用者にとって使いやすい内容となっており、認証方法における汎用性が高いものであるか。
	A P機能・整備	各施設（エリア）等の整備方法が効率的かつ景観に配慮されており、通信速度や有効伝達距離等、機能性の高い機器であるか。
	情報配信	利用者に対して効果的に情報配信できる仕組みとなっているか。（災害時含む）
	その他自由提案	その他、利用者の利便性向上に資する独自の提案がなされているか。
③ 運用管理	機器等保守	保守点検の内容や障害発生時の対応方法、又その際の実施体制
	運用体制	問い合わせ対応（利用者・市）
④ 費用	費用対効果	費用対効果に優れたものとなっているか。

(7) 事業実施に係る提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は12,960,000円(税込)とします。

ただし、この金額は契約時の価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

また、費用見積書（様式3）の提出にあたっては、提案上限額を超えることはできません。

7. 失格条項等

本プロポーザルへの参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格、若しくは当該参加事業者が行ったプロポーザルを無効とします。

ア 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- ウ 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- エ 本要領に定められた以外の方法により、審査会委員及び関係者に対し本
プロポーザルに関する援助等を直接的又は間接的に求めた場合
- オ 提案書等の提出期限以降において、「2（2）参加資格要件」に掲げる事
項に該当した場合
- カ 本要領に違反又は逸脱した行為があった場合
- キ プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

8. 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
公募期間	平成28年 5月11日（水）～平成28年 5月24日（火）
参加表明書等 受付期間	平成28年 5月11日（水）～平成28年 5月24日（火）
参加資格審査 結果通知期限	平成28年 5月26日（木）
質問書受付期間	平成28年 5月11日（水）～平成28年 5月19日（木）
質問回答期限	平成28年 5月23日（月）
提案書等受付 期間	平成28年 5月16日（月）～平成28年 6月3日（金）
プレゼンテーション要請 書通知期限	平成28年 6月10日（金）
プレゼンテーション出席 報告書提出期限	平成28年 6月14日（火）
プレゼンテーション及び ヒアリング 実施日	平成28年 6月24日（金）
プレゼンテーション及び ヒアリング 結果通知	平成28年 6月27日（月）
契約締結日	平成28年 6月30日（金）
業務期間	平成28年 6月30日（金）～平成28年9月30日（月）
完了（実績）報告 期限	平成28年10月28日（金）

※ 本スケジュールは予定であり、変更が生じた場合については、連絡します。

9. 留意事項

- ア 本プロポーザルへの参加者は、参加表明書の提出をもって実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとします。
- イ 本プロポーザルに係る全ての費用は参加事業者の負担とします。
- ウ 提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円での表記とします。
- エ 提出された全ての書類（電子媒体含む）は返却いたしません。
- また、提出された全ての書類等は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、保存等を行います。
- オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- カ 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合にあっては任意の様式により書面にて申し出ることとし、提案辞退後は如何なる理由があっても再提案は受け付けません。
- キ 本件に関する情報公開請求があった場合には、稚内市情報公開条例（平成12年10月20日条例第47号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。

10. 問合せ先

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市建設産業部観光交流課観光戦略グループ／担当：阿部

TEL：0162-23-6468〈直通〉 FAX：0162-23-7999

E-mail：kankokoryu@city.wakkanai.hokkaido.jp